

3階直結給水に係る誓約書

1. 将来、配水池や配水管及び周辺の水利用状況等の変更により、水圧低下に伴い出水不良を生じても異議申し立てをしません。
2. 将来、水圧低下が生じ3階部分への給水に支障が出た場合は、所有者の負担により直ちに受水槽を設置します。
3. 給水装置工事完了後に給水装置の改造を行う場合は、3階直結給水協議を行います。
4. 3階部分を賃貸する場合は、本給水装置は条件付であることを入居者に熟知させると共に、この装置に起因する使用者との問題については、当事者間で解決するものとし、市に異議申し立てをしません。
5. 取水制限時に水圧低下による出水不良を生じても異議申し立てをしません。
6. 断水工事等には全面的に協力し、苦情の申し出はしません。
7. 本書の誓約書は給水装置所有者に変更があっても継承し、その引継ぎをします。

下記給水装置設置場所における3階直結給水を行うにあたり、上記事項を誓約致します。

年 月 日

磐田市長

3階直結給水箇所 磐田市

給水装置の所有者 住 所

氏 名

印

電 話